

高知県公報

発 行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部を改正する規則	2
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	14
告 示	
○公平委員会の事務の委託の廃止 (市町村振興課)	14
◎告示(春野村からの公平委員会の事務の受託)の廃止 (")	14
◎告示(措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止)の一部改正 (こども課)	14
◎告示(高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止)の一部改正 (")	16
◎告示(高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止)の一部改正 (")	18
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	21
○生活保護法による指定医療機関の名称の変更の届出 (")	21
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (")	21
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	21
○公有水面の埋立ての免許 (港湾課)	22
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業	

規則の一部改正 (行政管理課)	22
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業	
規則の一部改正の一部改正 (")	24
高知県教育委員会訓令	
◎高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令 (12・26揭示)	26
正 誤	
◎正誤(平6・4・1付け 告示ほか)	27

規 則

高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第147号

高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部を改正する規則

高知県防災行政無線電話施設管理規則(昭和52年高知県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「副市町村長」を「副市町村長(副市町村長を置かない市町村にあっては、防災行政事務を主管する課長)」に改める。

第8条ただし書中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

別表中継局の轟川中継局の項中「7.5GHz帯 多重回線」を「12GHz帯 多重回線」に改め、同表中継局の本川中継局の項、中継局の都中継局の項、中継局の大又山中継局の項及び中継局の大和田中継局の項を削り、同表市町村局の高知市鏡無線局の項及び市町村局の高知市土佐山無線局の項中「60MHz帯 単一回線」を削り、同表市町村局の項中

室戸市無線局	室戸市	ぼうさい むろとし	60MHz帯 単一回線 14GHz帯/12GHz帯衛星通信回線
--------	-----	--------------	------------------------------------

を

高知市春野無線局	高知市	ぼうさい こうちし はるの	14GHz帯/12GHz帯衛星通信回線
室戸市無線局	室戸市	ぼうさい むろとし	60MHz帯 単一回線 14GHz帯/12GHz帯衛星通信回線

に改め、同表市町村局の四万十市西土佐無線局の項、市町村局の香南市赤岡無線局の項、市町村局の香南市香我美無線局の項、市町村局の香南市夜須無線局の項、市町村局の香南市吉川無線局の項、市町村局の香美市香北無線局の項及び市町村局の香美市物部無線局の項中「60MHz帯 単一回線」を削り、同表市町村局の春野町無線局の項を削り、同表市町村局のいの町本川無線局の項、市町村局のいの町吾北無線局の項、市町村局の仁淀川町池川無線局の項、市町村局の仁淀川町仁淀無線局の項、市町村局の中土佐町大野見無線局の項、市町村局の津野町東津野無線局の項、市町村局の四万十町大正無線局の項、市町村局の四万十町十和無線局の項及び市町村局の黒潮町佐賀無線局の項中「60MHz帯 単一回線」を削り、同表関係機関局の高知自衛隊無線局の項及び陸上移動局の地区移動局の項を削り、同表陸上移動局の全県移動局の項中「高知県総務部秘書課」を「高知県危機管理部危機管理課」に、「高知県総務部管財課」を「高知県危機管理部危機管理課」に改め、

移動局	高知市 (高知県危機管理部)	ぼうさい こうち	150MHz帯 単信回線
-----	-------------------	-------------	--------------

	危機管理課)	101	
移動局	高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 102	150MHz帯 単信回線
移動局	高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 103	150MHz帯 単信回線
移動局	高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 104	150MHz帯 単信回線
移動局	高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 105	150MHz帯 単信回線

を削り、「ぼうさいこうち214」を「ぼうさいこうち223」に改め、

移動局	四万十市 (高知県幡多土木事 務所)	ぼうさい こうち 222	150MHz帯 単信回線
-----	--------------------------	--------------------	--------------

を削り、

宿毛市 (高知県幡多土木事 務所宿毛事務所)	ぼうさい こうち 234
宿毛市 (高知県幡多土木事 務所宿毛事務所)	ぼうさい こうち 235
宿毛市 (高知県幡多土木事 務所宿毛事務所)	ぼうさい こうち 236

を

宿毛市 (坂本ダム)	ぼうさい こうち 234
宿毛市	ぼうさい

(坂本ダム)	こうち 235
宿毛市 (坂本ダム)	ぼうさい こうち 236

に、

高知市 (高知県高知土木事 務所)	ぼうさい こうち 813
高知市 (高知県高知土木事 務所)	ぼうさい こうち 814
高知市 (高知県高知土木事 務所)	ぼうさい こうち 815

を

高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 813
高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 814
高知市 (高知県危機管理部 危機管理課)	ぼうさい こうち 815

に、

南国市 (高知県中央東土木 事務所)	ぼうさい こうち 824
--------------------------	--------------------

を

いの町 (高知県中央西土木	ぼうさい こうち
------------------	-------------

事務所)	865
------	-----

に、

須崎市 (高知県須崎土木事 務所)	ぼうさい こうち 847
須崎市 (高知県須崎土木事 務所)	ぼうさい こうち 848
四万十市 (高知県幡多土木事 務所)	ぼうさい こうち 851

を

香美市 (高知県中央東土木 事務所永瀬ダム管理 事務所)	ぼうさい こうち 847
高知市 (高知県高知土木事 務所鏡ダム管理事務 所)	ぼうさい こうち 848
四万十市 (高知県幡多土木事 務所)	ぼうさい こうち 224

に、

本山町 (高知県中央東土木 事務所本山事務所)	ぼうさい こうち 874
-------------------------------	--------------------

を

南国市 (高知県中央東土木 事務所)	ぼうさい こうち 874
--------------------------	--------------------

に、

いの町 (高知県中央西土木 事務所)	ぼうさい こうち 885
--------------------------	--------------------

を

いの町 (高知県中央西林業 事務所)	ぼうさい こうち 885
--------------------------	--------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表市町村局の項の改正規定（

室戸市無線局	室戸市	ぼうさい むろとし	60MHz帯 単一回線 14GHz/12GHz帯衛星通信回線
--------	-----	--------------	-----------------------------------

を

高知市春野無線局	高知市	ぼうさい こうちし はの	14GHz/12GHz帯衛星通信回線
室戸市無線局	室戸市	ぼうさい むろとし	60MHz帯 単一回線 14GHz/12GHz帯衛星通信回線

に改

める部分に限る。)及び同表市町村局の春野町無線局の項を削る改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第148号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第42条第1項第1号から第5号まで」を「第42条第1項第1号から第6号まで」に改め、同条第2項中「第42条第1項第6号」を「第42条第1項第7号」に改める。

第24条中「政令」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）」に、「左欄」を「上欄」に、「右欄」を「下欄」に改める。

第36条の表中

第8条第1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条例第8条第1項
その他知事	その他市町村の長（高知県住宅供給会社の理事長）

を

第8条第1項	第74条の規定により読み替えて適用する同条例第8条第1項
、知事	、市町村の長（高知県住宅供給会社の理事長）

に改める。

別記第1号様式注5中「記載してください」を「記入してください」に改め、同様式注10中「記載し、」を「記入し、」に、「記載してください」を「記入してください」に改め、同様式注11中

- 「(2) 8に掲げるほか、所得証明書その他所得の額を証明する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

を

- 「(2) 8に掲げるもののほか、所得証明書その他所得の額を証明する書類
- (3) 同意書（別紙）

(4) (1)から(3)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類
に改め、同様式に別紙として次のように加える。」

(別紙)

同意書

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住所
氏名

㊟

私は、県営住宅への入居に当たり、私を含め入居しようとする者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

別記第3号様式中「さきに」を「先に」に、
 「 なお、規定に違反して処分されても決して異議はありません。」
 を
 「 なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力
 団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に
 規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員と
 なったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡す
 ことを誓約します。
 また、規定に違反して処分されても決して異議はありませ
 ん。」
 に改める。
 別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第14条関係）

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住 所
 県営住宅 団地 号棟 号室
 氏 名 氏 名 ㊟

私の入居する県営住宅に下記の者を同居させたいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第27条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約するとともに、同居後に暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

記

1 同居させようとする者の内訳

申請者との続柄	氏名	生年月日	性別	本籍地、現住所及び勤務先	
				本籍地	現住所
				本籍地	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				本籍地	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				本籍地	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号

2 同居させようとする理由

注 次の書類を添えてください。

- 同居させようとする者の本籍地、現住所及び申請者との続柄を証明することができる書類（戸籍謄本、住民票等）
- 同居させようとする者の所得の額を証明する書類
- 同居させようとする者で通学しているものについては、その事実を証明する書類

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式 (第15条関係)

県営住宅入居承継承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

新入居者 住 所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏 名 氏 名 ㊟

入居の承継をしたいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第28条の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守し、適正に県営住宅を使用することを誓約するとともに、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、承継後に暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

承継をしようとする理由					
旧入居者	氏 名				
	勤 務 先	電話番号			
新入居者 (申請者)	氏 名				
	本 籍 地				
	勤 務 先	電話番号			
同居者	氏名	生年月日	新入居者との続柄	性別	本籍地及び勤務先
					本籍地
					勤務先
					電話番号
					本籍地
					勤務先
				電話番号	
入居の承継の同意	年 月 日 旧入居者 住所 氏名 ㊟				
新入居者への敷金振替の同意	年 月 日 旧入居者 住所 氏名 ㊟				

注 次の書類を添えてください。

- 1 新入居者の本籍地及び旧入居者との続柄並びに同居者の本籍地及び新入居者との続柄を証明することができる書類（戸籍謄本、住民票等）
- 2 新入居者及び同居者の過去1年間の所得の額を証明する書類並びに連帯保証人2名が連署する誓約書
- 3 旧入居者が死亡したときは、その事実を証明する書類（「入居の承継の同意」欄及び「新入居者への敷金振替の同意」欄は、記入する必要はありません。）

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式 (第15条関係)

県営住宅入居者名義変更承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

新名義人 住 所
 県営住宅 団地 号棟 号室
 氏 名 ④

入居者の名義変更をしたいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第15条第3項の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守し、適正に県営住宅を使用することを誓約するとともに、私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、名義変更後に暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

名義変更をしようとする理由		
旧名義人	氏 名	
	勤 務 先	電話番号
新名義人 (申請者)	氏 名	
	本 籍 地	
	勤 務 先	電話番号
名義変更の同意	年 月 日 旧名義人 住所 氏名 ④	
新名義人への敷金振替の同意	年 月 日 旧名義人 住所 氏名 ④	

注 次の書類を添えてください。

- 1 旧名義人が新名義人の扶養を受けることとなったことを証明する書類
- 2 新名義人の本籍地及び旧名義人との続柄を証明することができる書類（戸籍謄本、住民票等）

別記第37号様式注1中
「(2) 駐車しようとする車両の自動車検査証の写し」
を
「(2) 駐車しようとする車両の自動車検査証の写し
(3) 同意書(別紙)」
に改め、同様式に別紙として次のように加える。

(別紙)

同意書

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住 所
県営住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊟

私は、共同施設駐車場の使用に当たり、私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第149号

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年高知県規則第89号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注5中「記載してください」を「記入してください」に改め、同様式注10中「記載し、」を「記入し、」に、「記載してください」を「記入してください」に改め、同様式注11中

「(2) 8に掲げるほか、所得証明書その他所得の額を証明する書類

(3) 条例第5条第2号の規定に該当する者は、その事実を証明する書類

(4) その他知事が必要と認める書類」を

「(2) 8に掲げるもののほか、所得証明書その他所得の額を証明する書類

(3) 同意書(別紙)

(4) 条例第5条第2号の規定に該当する者は、その事実を証明する書類

(5) (1)から(4)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類」

に改め、同様式に別紙として次のように加える。

(別紙)

同意書

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住所

氏名

㊟

私は、特定公共賃貸住宅への入居に当たり、私を含め入居しようとする者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

別記第3号様式中「さきに」を「先に」に、
「なお、規定に違反して処分されても決して異議はありません。」
を
「なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力
団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に
規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員と
なったことが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を
明け渡すことを誓約します。
また、規定に違反して処分されても決して異議はありません。」
に改める。
別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第15条関係）

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住 所

特定公共賃貸住宅

団地

号棟

号室

氏 名

㊟

私の入居する特定公共賃貸住宅に下記の者を同居させたいので、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第25条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約するとともに、同居後に暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡すことを誓約します。

また、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

記

1 同居させようとする者の内訳

申請者との続柄	氏名	生年月日	性別	本籍地、現住所及び勤務先	
				本籍地	現住所
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				本籍地	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				本籍地	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				本籍地	

2 同居させようとする理由

注 次の書類を添えてください。

- 同居させようとする者の本籍地、現住所及び申請者との続柄を証明することができる書類（戸籍謄本、住民票等）
- 同居させようとする者の所得の額を証明する書類
- 同居させようとする者で通学しているものについては、その事実を証明する書類

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式 (第16条関係)

特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

新入居者 住 所
特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊟

入居の承継をしたいので、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第26条の規定に基づき関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等遵守し、適正に特定公共賃貸住宅を使用することを誓約するとともに、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、承継後に暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

承継をしようとする理由						
旧入居者	氏 名					
	勤 務 先	電話番号				
新入居者 (申請者)	氏 名					
	本 籍 地					
	勤 務 先	電話番号				
同居者	氏名	生年月日	新入居者との続柄	性別	本籍地及び勤務先	
					本籍地	
					勤務先	電話番号
					本籍地	
					勤務先	電話番号
入居の承継の同意	年 月 日	旧入居者	住所	氏名	㊟	
新入居者への敷金振替の同意	年 月 日	旧入居者	住所	氏名	㊟	

注 次の書類を添えてください。

- 1 新入居者の本籍地及び旧入居者との続柄並びに同居者の本籍地及び新入居者との続柄を証明することができる書類（戸籍謄本、住民票等）
- 2 新入居者及び同居者の過去1年間の所得の額を証明する書類並びに連帯保証人2名が連署する誓約書
- 3 旧入居者が死亡したときは、その事実を証明する書類（「入居の承継の同意」欄及び「新入居者への敷金振替の同意」欄は、記入する必要はありません。）

別記第17号様式注1中
「(2) 駐車しようとする車両の自動車検査証の写し」
を
「(2) 駐車しようとする車両の自動車検査証の写し
(3) 同意書(別紙)」
に改め、同様式に別紙として次のように加える。

(別紙)

同意書

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住 所
特定公共
賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊞

私は、共同施設駐車場の使用に当たり、私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。



高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第150号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、出先機関の長及び」を「及び出先機関の長にあっては総務事務集中化システムによる月締処理を行い、総務事務集中化システムによる月締処理を行わないこととされる課室長及び出先機関の長並びに」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定により月締処理を行い、」に、「、出先機関の長及び」を「及び出先機関の長にあっては速やかに総務事務集中化システムによる変更処理を行い、総務事務集中化システムによる月締処理を行わないこととされる課室長及び出先機関の長並びに」に改め、同条第3項中「給与システム」を「課室長又は出先機関の長は総務事務集中化システムによる月締処理を行い、総務事務集中化システムによる月締処理を行わないこととされる課室長若しくは出先機関の長又は本部の課長は給与システム」に改め、同条第4項中「本部の課長が」を「本部の課長が月締処理を行い、若しくは」に改める。

第9条第1項中「収入調定書」を「振替要求書により、当該支払に要した経費について課室長に請求し、及び収入調定書」に改め、「課室長及び」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「（ 課室）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県給与支給事務集中処理規則第6条の規定は、同条第1項又は第3項の規定により平成20年2月に総務事務集中化システムによる月締処理を行わなければならないものから適用する。



告 示

高知県告示第836号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により昭和32年1月25日に春野町から受けた公平委員会の事務の

委託を平成19年12月31日をもって廃止するので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第837号

昭和32年1月高知県告示第46号（春野村からの公平委員会の事務の受託）は、平成19年12月31日限り廃止する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第838号

平成4年4月高知県告示第214号の3（措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書及び督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

「、高知県財産規則」を「及び高知県財産規則」に改める。

1 納入通知書の様式中

「 取りまとめ局
高知中央郵便局 」

を

「（取りまとめ郵便局）
（徳島貯金事務センター）」

に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

(1) 四国銀行の本店出張所

(2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本店出張所

(3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店

(4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

(1) 四国銀行の県外支店出張所

(2) みずほ銀行の本支店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

2 督促状の様式中
「 取りまとめ局
高知中央郵便局 」
を
「（取りまとめ郵便局）
徳島貯金事務センター）」

に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本店出張所
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本店出張所
- (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本店出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
- (2) みずほ銀行の本店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

高知県告示第839号

平成6年4月高知県告示第217号（高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の設定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 貸付金元金の督促状の様式中

発行機関			
口座番号	01620-1-960014	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店
統 轄 店 領 収 印		経 由 機 関 領 収 印	受 付 機 関 領 収 印

を

発行機関			
口座番号	01620-1-960014	加入者	高知県指定金融機関 株式会社四国銀行県庁支店
統 轄 店 領 収 印		経 由 機 関 領 収 印 (取りまとめ郵便局) (徳島貯金事務センター)	受 付 機 関 領 収 印

に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏面)

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本支店出張所
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
- (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
- (2) みずほ銀行の本支店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

2 貸付金利率の督促状の様式中

発行機関					
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関株式会社四国銀行県庁支店	
統轄店領収印			經由機関領収印		
			受付機関領収印		

を

発行機関					
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関株式会社四国銀行県庁支店	
統轄店領収印			經由機関領収印	(取りまとめ郵便局) (徳島貯金事務センター)	
			受付機関領収印		

に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本店出張所
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本店出張所
- (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本店出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
- (2) みずほ銀行の本店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

高知県告示第840号

平成6年4月高知県告示第218号（高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 貸付金元金の納入通知書の様式中

発行機関					
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関株式会社四国銀行県庁支店	
統轄店領収印		経由機関領収印		受付機関領収印	

を

発行機関					
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関株式会社四国銀行県庁支店	
統轄店領収印		経由機関領収印 (取りまとめ郵便局) (徳島貯金事務センター)		受付機関領収印	

に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本支店出張所
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
- (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
- (2) みずほ銀行の本支店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ、銀行及び郵便局

2 貸付金利子の納入通知書の様式中

発行機関					
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関株式会社四国銀行県庁支店	
統轄店領収印			經由機関領収印		
			受付機関領収印		

を

発行機関					
口座番号	01620-1-960014		加入者	高知県指定金融機関株式会社四国銀行県庁支店	
統轄店領収印			經由機関領収印	(取りまとめ郵便局) 徳島貯金事務センター	
			受付機関領収印		

に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏面）

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本支店出張所
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
- (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐れいほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
- (2) みずほ銀行の本支店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

3 手書き用の納入通知書の様式（1枚目）中

「

經由機関領収印	
---------	--

」

を

「

經由機関領収印	（取りまとめ郵便局） 徳島貯金事務センター
---------	--------------------------

」

に改め、同様式（1枚目）裏面を次のように改める。

(裏面)

次の金融機関等に納付してください。

1 県内

- (1) 四国銀行の本支店出張所
 (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合及び高知県信連の本支店出張所
 (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、三菱UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、商工組合中央金庫、四国労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店

- (4) 土佐あき農協、馬路村農協、土佐香美農協、土佐いほく農協、南国市農協、長岡農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、高知春野農協、コスモス農協、土佐市農協、土佐くろしお農協、津野山農協、四万十農協及び高知はた農協の本支所出張所

2 県外

- (1) 四国銀行の県外支店出張所
 (2) みずほ銀行の本支店出張所

3 その他

四国内のゆうちょ銀行及び郵便局

高知県告示第841号

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	指定年月日
きび診療所	南国市明見字五台山分800	平19・12・1
リハビリテーション病院すこ	吾川郡春野町芳原字北東1316-1	〃 〃 〃

やかな杜

リード薬局バイパス店	南国市明見800-2	〃 〃 〃
------------	------------	-------

高知県告示第842号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	所在地	変更年月日
変更前	新・高陵病院	須崎市横町1-28	平成19年11月1日
変更後	高陵病院		

高知県告示第843号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大久保内科	土佐市高岡町乙178	平19・8・31
すこやかクリニック	吾川郡春野町芳原字北東1316-1	〃 11・30

高知県告示第844号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字チャエン甲900の8（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由
 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第845号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成19年12月28日

上川口港港湾管理者 高知県
 代表者 知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
 幡多郡黒潮町入野2019番地1
 黒潮町(黒潮町長 下村 正直)

2 埋立区域

(1) 位置

幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口及び字船倉784番口地先の公有水面

(2) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線、7の地点から185度00分17秒17.90メートルの地点を中心とする半径17.90メートルの円周で7の地点と8の地点とを結ぶ北側の円弧、8の地点から10の地点までを順次に直線で結んだ線、10の地点から330度42.10メートルの地点を中心とする半径42.10メートルの円周で10の地点と11の地点とを結ぶ南側の円弧、11の地点から210度20.90メートルの地点を中心とする半径20.90メートルの円周で11の地点と12の地点とを結ぶ北側の円弧、12の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線、15の地点から17の地点までを順次に結ぶ平成18年の秋分の日満潮位(DLプラス2.30メートル)における公有水面と防波堤(I)との境界線、17の地点と18の地点とを結ぶ平成18年の秋分の日満潮位(DLプラス2.30メートル)における公有水面と陸地との境界線及び18の地点と1の地点とを結ぶ平成8年9月19日付け高知県指令8港第206号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(DLプラス2.05メートルにより決定)により囲まれた区域

- 1の地点 上川口灯台(北緯33度02分12秒・東経133度03分39秒)から303度23分14秒483.73メートルの地点
- 2の地点 1の地点から164度07分23秒7.27メートルの地点
- 3の地点 2の地点から275度00分00秒12.61メートルの地点
- 4の地点 3の地点から192度07分30秒1.65メートルの地点

- 5の地点 4の地点から275度00分00秒0.50メートルの地点
- 6の地点 5の地点から5度00分00秒5.75メートルの地点
- 7の地点 6の地点から275度00分00秒4.50メートルの地点
- 8の地点 7の地点から257度30分11秒10.77メートルの地点
- 9の地点 8の地点から248度31分51秒20.22メートルの地点
- 10の地点 9の地点から240度00分00秒30.00メートルの地点
- 11の地点 10の地点から270度00分30秒42.10メートルの地点
- 12の地点 11の地点から257度38分06秒28.17メートルの地点
- 13の地点 12の地点から210度36分44秒10.74メートルの地点
- 14の地点 13の地点から277度36分35秒2.40メートルの地点
- 15の地点 14の地点から289度22分10秒2.95メートルの地点
- 16の地点 15の地点から30度36分44秒100.93メートルの地点
- 17の地点 16の地点から30度42分35秒2.30メートルの地点
- 18の地点 17の地点から93度38分40秒85.45メートルの地点

(3) 面積
 8,086.16平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

幡多郡黒潮町上川口字西原屋敷781番口、字船倉784番口並びに字鯨公園1768番2及び1768番3の地内並びに同地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びGの地点とAの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域
 Aの地点 上川口灯台(北緯33度02分12秒・東経133度03分39秒)から308度59分10秒516.17メートルの地点
 Bの地点 Aの地点から168度03分45秒134.00メートルの地点
 Cの地点 Bの地点から246度04分47秒125.00メートルの地点
 Dの地点 Cの地点から276度24分40秒97.00メートルの地点

- Eの地点 Dの地点から17度59分55秒75.37メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から30度37分23秒118.00メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から60度33分51秒20.00メートルの地点

(3) 面積
 27,619.72平方メートル

- 4 埋立地の用途
 緑地及び護岸敷地
- 5 免許年月日
 平成19年12月12日

告 示
 議 会 告 示
 教 育 委 員 会 告 示
 警 察 本 部 告 示

高知県告示第846号

高知県議会告示第6号

高知県教育委員会告示第11号

高知県警察本部告示第3号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則(昭和32年10月 高知 高知 高知)

県告示第645号
 県議会告示第1号
 県教育委員会告示第30号
 県警察本部告示第1号
 平成19年12月28日

の一部を次のように改正する。

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 山本 広明
 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
 高知県警察本部長 鈴木 基久

第4条第6項中「で定める」を「及び別に定める」に、「例により任命権者が定める」を「例による」に改める。

別表第1中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円 120,200	円 183,800	円 221,100

121,100	185,600	223,000		171,900	250,000	292,400		219,900	291,600	339,200
122,000	187,400	224,900		173,600	251,600	294,200		221,000	292,100	339,800
122,900	189,200	226,800		175,300	253,200	296,000		222,100	292,600	340,400
123,900	190,800	228,600		176,800	254,600	297,900		223,000	293,000	340,800
124,900	192,600	230,600		178,600	256,000	299,600		224,100	293,400	341,300
125,900	194,400	232,600		180,400	257,400	301,300		225,200	293,800	341,800
126,900	196,200	234,600		182,200	258,800	303,000		226,300	294,200	342,300
127,700	198,000	236,600		183,800	260,100	304,700				
128,700	199,800	238,600		185,300	261,500	306,400				
129,700	201,600	240,600		186,800	262,900	308,100				
130,700	203,400	242,600		188,300	264,300	309,800				
132,100	205,000	244,600		189,600	265,600	311,300				
133,400	206,900	246,600		190,900	266,900	312,900				
134,700	208,800	248,600		192,200	268,200	314,500				
136,000	210,700	250,600		193,500	269,500	316,100				
137,400	212,600	252,600		194,900	270,600	317,800				
138,700	214,600	254,600		196,200	271,900	319,400				
140,000	216,600	256,600		197,500	273,200	321,000				
141,300	218,600	258,600		198,800	274,500	322,600				
142,700	220,400	260,500		200,000	275,700	324,100				
144,000	222,400	262,400		201,300	276,800	325,300				
145,300	224,400	264,300		202,600	277,900	326,500				
146,600	226,400	266,200		203,900	279,000	327,700				
147,900	228,300	268,200		205,100	280,200	328,800				
149,400	230,200	270,100		206,300	281,200	329,800				
150,900	232,100	272,000		207,500	282,200	330,800				
152,400	234,000	273,900		208,700	283,200	331,800				
153,700	235,700	275,800		210,000	284,200	332,700				
155,200	237,300	277,700		211,100	285,100	333,500				
156,700	238,900	279,600		212,200	286,000	334,300				
158,200	240,500	281,500		213,300	286,900	335,100				
159,600	242,100	283,200		214,400	287,900	336,000				
162,300	243,700	285,100		215,500	288,700	336,700				
165,000	245,300	287,000		216,600	289,500	337,400				
167,700	246,900	288,900		217,700	290,300	338,100				
170,200	248,400	290,600		218,800	291,100	338,600				

を「

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
121,600	185,800	222,900
122,500	187,600	224,800
123,500	189,400	226,700
124,400	191,200	228,500
125,400	192,800	230,200
126,400	194,600	232,100
127,400	196,400	234,000
128,400	198,200	235,800
129,200	200,000	237,700
130,200	201,800	239,600
131,200	203,600	241,500
132,300	205,400	243,400
133,700	207,000	245,300
135,000	208,900	247,200
136,300	210,800	249,000
137,600	212,700	250,800
139,000	214,600	252,600
140,400	216,500	254,600
141,700	218,400	256,600
143,000	220,300	258,600
144,400	222,000	260,500
145,700	223,900	262,400
147,000	225,800	264,300
148,300	227,700	266,200

149,700	229,500	268,200
151,200	231,300	270,100
152,700	233,100	272,000
154,200	234,900	273,900
155,500	236,500	275,800
157,000	238,000	277,700
158,600	239,500	279,600
160,100	241,000	281,500
161,500	242,500	283,200
164,200	244,000	285,100
166,900	245,500	287,000
169,700	247,100	288,900
172,200	248,400	290,600
173,900	250,000	292,400
175,600	251,600	294,200
177,300	253,200	296,000
178,800	254,600	297,900
180,600	256,000	299,600
182,400	257,400	301,300
184,200	258,800	303,000
185,800	260,100	304,700
187,300	261,500	306,400
188,800	262,900	308,100
190,300	264,300	309,800
191,600	265,600	311,300
192,900	266,900	312,900
194,200	268,200	314,500
195,500	269,500	316,100
196,900	270,600	317,800
198,200	271,900	319,400
199,500	273,200	321,000
200,800	274,500	322,600
202,000	275,700	324,100
203,300	276,800	325,300
204,600	277,900	326,500
205,900	279,000	327,700

207,100	280,200	328,800
208,200	281,200	329,800
209,300	282,200	330,800
210,400	283,200	331,800
211,600	284,200	332,700
212,600	285,100	333,500
213,600	286,000	334,300
214,600	286,900	335,100
215,600	287,900	336,000
216,600	288,700	336,700
217,600	289,500	337,400
218,600	290,300	338,100
219,600	291,100	338,600
220,600	291,600	339,200
221,600	292,100	339,800
222,600	292,600	340,400
223,400	293,000	340,800
224,400	293,400	341,300
225,400	293,800	341,800
226,500	294,200	342,300

に改める。

別表第3の2中

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36

38	を	36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43		41

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この就業規則は、平成19年12月28日から施行し、改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則(次項において「改正後の就業規則」という。)別表第1及び別表第3の2の規定は、平成19年4月1日から適用する。
(内払)
- 改正後の就業規則の規定を適用する場合には、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。
(雑則)
- この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。

高知県告示第847号

高知県議会告示第7号

高知県教育委員会告示第12号

高知県警察本部告示第4号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正(平成18

高知県告示第842号
 12月 高知県議会告示第4号
 高知県教育委員会告示第18号
 高知県警察本部告示第4号

の)の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 山本 広明
 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典
 高知県警察本部長 鈴木 基久

別表第1及び別表第1の2の改正規定のうち別表第1に係る部分中

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
120,200	171,200
121,100	172,700
122,000	174,200
122,900	175,700
123,900	177,100
124,900	178,600
125,900	180,100
126,900	181,600
127,700	183,100
128,700	184,400
129,700	185,700
130,700	187,000
131,500	188,400
132,500	189,600
133,500	190,800
134,500	192,000
135,600	193,300
136,800	194,600
138,000	195,900
139,200	197,200
140,300	198,300
141,500	199,600

142,700	200,900
143,900	202,200
145,100	203,600
146,600	204,900
148,100	206,200
149,600	207,500
151,000	208,800
152,500	210,100
154,000	211,400
155,500	212,700
157,000	213,800
158,800	215,200
160,600	216,600
162,400	218,000
164,200	219,200
165,900	220,500
167,600	221,800
169,300	223,100
170,900	224,200
172,300	225,400
173,700	226,600
175,100	227,800
176,600	229,000
178,000	230,200
179,400	231,400
180,800	232,600
182,100	233,800
183,300	235,000
184,500	236,200
185,700	237,400
186,800	238,600
187,900	239,600
189,000	240,600
190,100	241,600
191,200	242,700
192,300	243,700

193,400	244,700
194,500	245,700
195,600	246,700
196,600	247,600
197,600	248,500
198,600	249,400
199,400	250,400
200,300	251,200
201,200	252,000
202,100	252,800
203,000	253,600
203,700	254,200
204,400	254,800
205,100	255,400
205,900	255,900
206,700	256,400
207,500	256,900
208,300	257,400

を

1 級	2 級
給料月額	給料月額
円	円
121,600	172,600
122,500	174,100
123,500	175,600
124,400	177,100
125,400	178,500
126,400	180,000
127,400	181,500
128,400	183,000
129,200	184,500
130,200	185,700
131,200	187,000
132,300	188,300

133,100	189,700
134,100	190,800
135,100	192,000
136,100	193,200
137,200	194,400
138,400	195,600
139,600	196,700
140,800	197,800
141,900	198,800
143,100	200,000
144,300	201,200
145,500	202,400
146,700	203,600
148,200	204,900
149,700	206,200
151,200	207,500
152,600	208,800
154,100	210,100
155,600	211,400
157,100	212,700
158,600	213,800
160,400	215,200
162,200	216,600
164,000	218,000
165,800	219,200
167,500	220,500
169,200	221,800
170,900	223,100
172,500	224,200
173,900	225,400
175,300	226,600
176,700	227,800
178,200	229,000
179,600	230,200
181,000	231,400
182,400	232,600

183,700	233,800
184,900	235,000
186,100	236,200
187,300	237,400
188,400	238,600
189,500	239,600
190,600	240,600
191,700	241,600
192,800	242,700
193,900	243,700
195,000	244,700
196,100	245,700
197,200	246,700
198,100	247,600
199,000	248,500
199,900	249,400
200,600	250,400
201,400	251,200
202,200	252,000
203,000	252,800
203,800	253,600
204,400	254,200
205,000	254,800
205,600	255,400
206,300	255,900
207,000	256,400
207,700	256,900
208,500	257,400

に改める。

附 則

この就業規則は、平成19年12月28日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第14号

教育委員会事務局
県立学校
高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように

定める。

平成19年12月26日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校事務処理規程(平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条第5項」を「第37条第5項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平6・4・1	号外17	告示	19	上 (29)	<u>高知県四万十町替坂本字定足山505の2</u>	<u>高知県高岡郡四万十町</u>
平19・6・29	8955	告示	5	左 (4・5)	高岡郡四万十町替坂本字定足山505の2 (国有林。次の図に示す部分に限る。)	高岡郡四万十町替坂本字定足山550の2 (次の図に示す部分に限る。)
平19・8・21	8970	公安 委員会 告示	10	中 (45)	<u>カ</u>	<u>エ</u>
平19・11・26	8997	告示	13	左 (31)	<u>字上寺野</u>	<u>字上寺</u>
				左 (38)	<u>字上寺野</u>	<u>字上寺</u>